

令和3年由仁町議会第4回定例会 第1号

令和3年12月15日(水)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
 - 3、総務文教常任委員会町内所管事務調査報告
 - 4、産業厚生常任委員会町内所管事務調査報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第 2号 由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第 3号 令和3年度由仁町一般会計補正予算について
- 9 議案第 4号 令和3年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 10 議案第 5号 令和3年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 11 議案第 6号 令和3年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 12 議案第 7号 令和3年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 13 議案第 8号 令和3年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 14 議案第 9号 令和3年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 15 議案第10号 令和3年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について

○追加日程

- 20 議案第11号 令和3年度由仁町一般会計補正予算について
- 16 意見書案
第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書の提出について
- 17 意見書案
第2号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出について
- 18 意見書案
第3号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書の提出について
- 19 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員(10名)

議長10番 熊林和男君 副議長9番 後藤篤人君

1番 大 嶋 敏 弘 君
3番 早 坂 寿 博 君
5番 浮 田 孝 雄 君
7番 平 中 利 昌 君

2番 羽 賀 直 文 君
4番 加 藤 重 夫 君
6番 佐 藤 英 司 君
8番 大 竹 登 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	野	島		健
地	域	活	菊	地	和	夫
住	民	課	中	島		哲
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	安	達		智
教	育	課	泉		陵	平
農	業	委	川	原	田	直
員	会	事				人
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	河	合	高	弘	君
主		査	濱	道	義	繼	君
主		事	清	水	香	葉	子
							君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和3年由仁町議会第4回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 羽賀君、3番 早坂君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

早坂議会運営委員長

○3番（早坂寿博君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告します。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、12月10日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、報告事項として諸般の報告及び行政報告、総務文教、産業厚生常任委員会所管事務調査報告、町長提出案件として条例の一部改正案2件、令和3年度各会計補正予算案8件、計10件であります。議会提出案件として意見書案3件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件、計4件であります。

続いて、議事運営の取扱いにつきましては、議案第1号から議案第10号及び意見書案第1号から3号については単独上程といたします。一般質問につきましては、15日に行います。

本会議及び議事の日程は、付議事件全般について審議した結果、1日目の15日に日程第1から日程第19まで行うこととし、今定例会の会期については12月15日1日限りとすることで意見の一致を見たところです。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和3年度11月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おきいただきたいと思ひます。

次に、3の総務文教常任委員会町内所管事務調査報告をいたします。総務文教常任委員会で閉会中に実施されました町内所管事務調査報告書の提出がありました。お手元に配付してあります。

総務文教常任委員会委員長から報告を求めます。

総務文教委員長

○2番（羽賀直文君） 本委員会は、次のとおり町内所管事務調査を終了しましたので、由仁町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事項は、JR室蘭線の維持に向けた利用促進等の各種取組について、北海道中央バス株式会社に対する支援の現状と今後の方向性について、デマンドタクシーの現状と問題点についての3件で、令和3年10月15日金曜日に実施しました。出席委員、説明員等は記載のとおりです。

調査結果は、別紙のとおりであります。まず、JR室蘭線の維持に向けた利用促進等の各種取組についてですが、JR北海道に対しては鉄道が走っている自治体だけでなく、全道で検討すべきことと北海道が示したこともあり、今後は鉄道の存続に向けた協議が行われ、方向性について示されると思われまふ。JR室蘭線活性化連絡協議会や北海道の検討内容を注視していくこととします。

次に、北海道中央バス株式会社に対する支援の現状と今後の方向性についてですが、令和3年8月に北海道中央バスから関係自治体に対し、今後の各路線の在り方について協議の申込みがされており、現在北海道中央バスと関係自治体で協議を進めていることから、令和3年中を目標に一定の方向性が示される予定であり、その結果を注視することとします。

3件目のデマンドタクシーの現状と問題点についてですが、デマンドタクシーは地域からの要望で対象区域を拡大していますが、利用者に変化がないということであり、他の公

公共交通機関の運行経路、運行時間などの制約や委託事業者の状況等から、現行制度はこれ以上対象地域の拡大は困難な状況との説明がありました。

今回の所管事務調査では、町内の公共交通機関3件について調査を行ったところですが、方向性の協議、問題点の洗い出し作業を行っていることを確認しました。当町は、高齢世帯が年々増加し、それに伴う交通弱者が増えていることから、早急にバス、鉄道、デマンドタクシーの位置づけを明確化するとともに、費用対効果も含めた今後の公共交通機関の方向性について早急に協議を進めていくことを望みます。

以上で総務文教常任委員会町内所管事務の調査報告といたします。

○議長（熊林和男君） 次に、4の産業厚生常任委員会町内所管事務調査報告をいたします。

産業厚生常任委員会で閉会中に実施された町内所管事務調査報告書の提出がありました。お手元に配付してあります。

産業厚生常任委員会委員長から報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長

○8番（大竹 登君） 本委員会は、次のとおり町内所管事務調査を終了いたしましたので、由仁町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事項は農作物の生育状況についてで、令和3年10月22日金曜日に実施いたしました。出席委員、説明員は記載のとおりであります。

調査結果につきましては、まず空知農業改良普及センター空知南東部支所から本年度の主要農作物の生育概要について説明を受けた後、そらち南農業協同組合から米穀の品質状況及び情勢などについて説明を受けました。

主要農作物の生育状況の詳細はお目通しいただき、概況のみとさせていただきますので、ご了解ください。まず、水稻につきましては、6月から7月にかけての高温多照により生育が進んだことから、出穂期については平年より早くなりました。8月中旬以降は気温が下がり、おおむね平年並みの経過となりましたが、日照は確保され、登熟も順調に進んだことから、収穫作業は平年より早まりました。秋まき小麦につきましては、生育は順調で、収穫作業はやや早く始まり、順調に終了し、収量、品質ともに平年並みとなりました。大豆につきましては、草丈、葉数、着莢数は平年並みとなりました。また、病害虫の発生もあまり見られませんでした。てん菜については、草丈はやや短く、葉数は平年並みで、根周は平年を上回りました。病害虫も褐斑病、ヨトウムシともにほとんど発生は見られませんでした。タマネギについては、6月から7月の降水量不足により、球径は平年よりやや小さくなりました。収穫作業は、平年より早く始まり、平年より早く終了しております。規格内収量は、平年より少なくなりました。

次に、水稻の生育経過及び品質、情勢についてであります。生育経過につきましては、干ばつと猛暑に見舞われた時期もありましたが、順調に推移し、8月30日からゆめぴりかの収穫作業が始まり、米賓館の受付も順調に進み、10月22日で受入れを終了しております。品質につきましては、一部の品種で青未熟粒や胴割れ粒の発生がありましたが、

徐々に混入割合は少なくなり、順調な調製作業となりました。また、食味の基準となるたんぱく値は平年より低めで推移し、ゆめぴりかにつきましては基準品率は90%以上の実績となっております。情勢につきましては、作況は10月22日の調査時点で全国100、北海道108、南空知は107であり、空知管内ではおおむね平均を上回る作柄となりました。しかしながら、新型コロナウイルスの影響により主食用米需要が減少していることから、令和3年産の米穀概算金も昨年と比べると減少している状況であります。

最後に、調査の所見であります。調査の結果、春先は曇天が続き、その後は干ばつと猛暑に見舞われた時期もありましたが、水稻の生育については順調に推移しました。おおむね平均を上回る作柄となり、令和3年産の水稻の作況は南空知で107となりましたが、価格帯の減少というのが今後の需給環境や米の作付面積減少に影響を与えるのではないかと先行きを懸念するところであります。

以上、産業厚生常任委員会町内所管事務の調査報告といたします。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時50分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

羽賀君

○2番（羽賀直文君） 先ほど私のほうから報告させていただきました総務文教委員会町内所管事務調査の報告書について、一部誤りがありましたので、訂正させていただきます。

報告書、調査期日についてでございますけれども、令和3年10月15日（木曜日）とありますけれども、実際にはこれ金曜日の誤りですので、大変申し訳ございませんが、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（熊林和男君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 令和3年第3回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

第1点目は、ふるさと寄附金の受付状況についてであります。今年度の寄附金は、受付ベースで12月1日現在5,622件、8,439万円となっており、昨年の同時期と比べますと件数では854件の増、金額では849万円の減となっております。今年度上期におきましては、主力返礼品のお米の申込みが低調だったことから、昨年度に比べ寄附額

は減少傾向でありましたが、10月以降は件数、寄附額ともに増加へと転じております。返礼品の中では、オートミールの申込みが約6割を占め、健康を意識した新しい食生活スタイルの浸透が食品価値を一層高めて寄附額の増加を後押ししている状況であり、今年度の最終的な寄附額は前年度の9割程度と見込んでいるところであります。今後とも協賛事業者にご協力をいただき、十分な返礼品を確保するとともに、由仁町を積極的にPRして寄附額の増加に努めてまいります。

第2点目は、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。本年4月30日に医療従事者から開始しましたワクチン接種につきましては、これまで4,237人、91.8%の方が1回目の接種を、4,207人、91.2%、これは総人口に対する割合ですと86.3%になりますが、4,207人、91.2%の方が2回目の接種を終えたところであります。年代別の内訳では、65歳以上の高齢者につきましては2,044人で94.5%の方が、65歳未満の方につきましては2,163人で88.2%の方が2回目の接種を終えており、このうち12歳から15歳までの児童生徒につきましては97人、80.8%の子供たちが2回目の接種を終了したところであります。1回目、2回目のいわゆる初回接種は11月30日に終了し、今後3回目の追加接種を進めることとしておりますが、これから12歳に到達する児童や何らかの理由によりこれまで接種できなかった方に対しましても引き続き接種の機会を確保してまいります。

第3点目は、交通安全対策の状況についてであります。既に広報でお知らせしたところでありますが、かねてから要望しておりました道道東三川由仁停車場線のひので団地地区に10月15日、押しボタン式の信号機が設置されました。当該信号機の設置は、平成26年、通学する児童生徒の安全を確保するため、栗山警察署を通じて北海道公安委員会へ要望しておりました。信号機の設置には、1時間当たりの自動車往復交通量や隣接する信号機までの距離、信号待ちのための停留場所の確保などが厳しく定められており、設置にはなかなか至りませんでした。利用が少ない既存の押しボタン式信号機の撤去同意や交通量の再調査を進め、このたびようやく実現に至ったものであります。ご尽力をいただきました関係機関の皆様には、この場をお借りして改めてお礼を申し上げます。なお、このたびの信号機の設置に当たり、利用が少なかった国道274号線本三川地区と旧川端小学校前の2基の押しボタン式信号機が既に撤去されております。また、近年外国人旅行者及び道外からの旅行者増加に伴いまして、認知度の低さから交通事故増加の一因となっております。一灯点滅式信号機につきまして、STOPと英語で併記された一時停止標識への変更を栗山警察署から打診され、関係自治区長と協議を行った結果、同意を得られたことから、これを承諾し、町内6か所の一灯点滅式信号機のうち4か所が11月下旬に標識へ変更されました。残る2か所につきましても今後標識に変更される予定であります。次に、地元の意向もあり、当面そのまま使用されることになっております。次に、新たな信号機の設置要望であります。このたび三川地区にお住まいの方々から国道234号線と町道三川神社線の交差点付近に押しボタン式信号機を設置してほしいとの要望がありました。三川地区には、現在食料品などを購入するための店舗がセイコーマート三川店しかなく、国道より西側にお住まいの方は大きく迂回しなければ横断歩道を利用するこ

とができないことによるものであります。この要望に対しましても地域の年代別人口や交通量などの必要な調査を行い、去る11月25日、栗山警察署長に要望書を提出したところであります。今後とも関係機関と協力しながら、交通安全対策に取り組んでまいります。

第4点目は、由仁町開町130年記念事業タイムカプセル開封式の中止についてであります。来年度に開封を予定しておりますタイムカプセルにつきましては、当町の開町100年、開基106年を記念して役場駐車場北側の緑地帯に設置したモニュメント「開拓の鐘の塔」に内蔵されており、平成4年9月5日に開催しましたモニュメントのしゅん工除幕式におきましてタイムカプセルの閉鎖式を行ったところであります。このタイムカプセルは、西暦2022年に開封することとして町内の園児や児童生徒の作文、絵、習字などの作品のほか、大人のメッセージや写真などを643人からお預かりし、30年後の町民へのメッセージとして格納したものであり、開町130年を迎える令和4年度に開封式を開催する予定としていたところであります。本年10月、カプセルが内蔵されておりますモニュメント側面のカバーが浮き上がり、隙間が空いていたため、念のためにカバーを外したところ、内部に浸水した形跡が見られたことから、タイムカプセルを開封して格納物の確認を行ったところあります。結果といたしましては、タイムカプセル内への浸入によって本体に水がたまっていたため、格納物の一部についてはたまった水に溶け出してしまい、原形を失ったものも多く見られたことから、格納物を全て取り出し、乾燥による復元を試みましたが、しかし、紙などは着色し、水ぬれやカビの影響で文字や絵はかすれており、既に消失してしまった格納物も多く、お預かりしていたメッセージなどの保管物を皆様へ全てお返しすることができない状態になっておりました。このことから、来年度に開町130年記念事業として開催を予定しておりましたタイムカプセル開封式をやむを得ず中止する判断としたところあります。この後は、町広報とホームページによりましてタイムカプセル開封式の中止につきまして広く周知を行うとともに、作品やメッセージの格納に協力をいただきました皆様に対しましては個別に連絡を行い、お預かりした作品等をお返しできるよう柔軟に対応する予定としております。開町100年記念事業でありますタイムカプセルの格納に賛同し、ご協力をいただいた町民の皆様をはじめ、タイムカプセル開封式を心待ちにされていた皆様に対しまして心からおわびを申し上げる次第であります。

(何事か言う声あり)

○町長（松村 諭君） 大変失礼いたしました。タイムカプセル内へ、本体に水がたまっていたというところがございますが、私タイムカプセル内への浸入によってというふうにお話をさせていただきましたが、タイムカプセル内への浸水によって本体に水がたまっていたためと訂正をさせていただきます。

次に、5点目でございます。由仁町立診療所の初期研修医の受入れ中止についてであります。医療法人溪仁会手稻溪仁会病院からの研修医受入れにつきましては、由仁町議会第3回定例会の行政報告で申し上げたところあります。受入れに向けまして、双方で協議

をしながら準備を進めておりましたが、手稲溪仁会病院から都合により今回の研修医の受入れ要請について中止したい旨の申出がありました。当町といたしましては、今後も研修医の受入れができる体制を整えていながら診療所の運営に努めてまいります。

続きまして、6点目でございます。主な農作物の生育状況についてであります。さきの産業厚生常任委員会町内所管事務調査報告と一部重複するところがございますが、お許しをいただきますようお願いをいたします。水稻につきましては、農林水産省が12月8日に公表した作況指数は全国で101、北海道で108、南空知で107の良で、10アール当たりの予想収量は南空知で582キログラム、9.7俵となっております。品質につきましては、そらち南農業協同組合によりますと、7月の高温と干ばつの影響で腹白、乳白粒、色が白くなりまして不透明な粒のことをいいますが、乳白粒の発生も懸念されておりましたが、混入率は少なく、製品率は高めに推移いたしました。また、出荷の状況につきましては、11月末現在の町全体の出荷数量は11万6,832俵で、そのうち1等米として98.5%が出荷されており、たんぱく値は平年より低めとなっております。てん菜につきましては、生育は良好で、日本甜菜製糖の由仁原料事務所によりますと、収量は10アール当たり7.4トンと平年を上回り、糖分は15.5%と平年をやや下回る見込みとなっております。豆類であります。大豆につきましては小粒大豆及び大粒大豆ともに汚粒等の、豆の粒が汚れていることでありますが、汚粒等の発生や被害粒の混入も少なく、上位等級品が中心となっております。収量は10アール当たり4.5俵と平年を上回る状況となっております。タマネギにつきましては、球の肥大が不十分で小玉傾向となり、収量は10アール当たり約4.2トンと平年を下回る結果となっております。バレイショにつきましては、塊茎、芋の部分ですが、塊茎の肥大が不十分で小玉傾向となり、球数が少なく、収量は10アール当たり約3.3トンと平年を下回る結果となっております。花卉につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で婚礼や葬儀などの縮小により価格の低迷が心配されましたが、一般家庭での需要や贈答用の需要が増えるなど、高単価で推移しているところであります。出荷本数は減少しましたが、販売額は9年連続で3億円を超えたところであります。その他一般野菜につきましては、平年収量を下回る状況となり、販売市況は平年よりやや高めに推移しました。本年は、一部の畑作物において高温と干ばつによる影響を受け、平年を下回る作況となり、水稻については例年にない豊作でもありました。しかし、需給緩和による米価の下落につきましては、極めて憂慮すべき状況にありますことから、12月1日に空知町村会を通して北海道知事及び北海道議会に対しまして米の需給安定対策や農家の経営所得安定対策など農業経営の安定に関する要請活動を行ったところであります。

第7点目は、主な工事の進捗状況についてであります。土木、建築事業の三川中央通り線道路改築工事は11月1日に、由仁町公営住宅北栄団地5号棟建て替え工事は11月12日に完成をいたしました。なお、北栄団地につきましては、11月29日から入居を開始しております。

行政報告は、以上7点でございます。

なお、3点目の行政報告におきまして、信号機の設置に関わる部分におきまして信号機

待ちのための滞留場所を停留場所と答弁をさせていただきました。改めて訂正をさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 令和3年第3回定例会以降の教育行政諸般について2点ご報告いたします。

第1点目は、ゆに教育の日の取組についてであります。この取組については、平成22年度から町民の教育に対する理解と関心を深めることを目的に11月1日をゆに教育の日と定め、様々な取組を実施しているところであります。その取組内容ですが、11月1日に町内小中学校、にじいろこども園、三川保育園において一斉公開授業「みんなで学校へ行こう！」を開催し、延べ188名の保護者や地域の方々に子供たちの授業の様子や活動の様子を見ていただいたところです。また、11月29日には、各小中学校の児童生徒の代表合わせて13名を一日子ども教育委員に任命し、夢づくり子ども教育委員会を開催したところです。「みんなで進めよう！いじめのない、楽しい仲間づくり」をテーマにグループで話し合い、発表が行われました。子ども教育委員には、話し合われた内容を各学校に持ち帰り、児童会や生徒会など子供たちが主体となって検討を深め、実践していくことを期待しているところであります。このほか、ゆめつく館の利用と本に親しむきっかけづくりとして、11月をゆに読書月間と定め、家庭での読書習慣の機会を増やすことを目的に、ゆめつく館で古本市や秋の絵本展「てがみってうれしいね」を開催したところであります。また、由仁町文化連盟が主催する由仁町文化祭についても教育委員会として支援を行ったところであります。

第2点目は、通学路の安全確保についてであります。教育委員会では、本年7月に通学路の緊急点検を、9月には警戒標識など安全設備の再点検を実施したところであります。この点検により、視認性が悪くなった道路標識や薄くなった路面標示など対策が必要な箇所を確認したことから、小中学校付近の町道役場本通り線ほか2路線における横断歩道や外側線、センターラインなどの白線改修と警戒標識4か所の改修を町建設水道課と連携しながら早急に対応したところであります。

教育行政報告は、以上2点でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（熊林和男君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問においては、2名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、加藤君の発言を許します。

加藤君

○4番（加藤重夫君） 乳幼児のアレルギー対策について町長にお伺いします。

国立成育医療研究センターの研究チームが2011年から2014年に全国で生まれた子供約10万人の保護者を対象に、生後半年から3歳になるまで半年ごとにアレルギーや疾患に関する継続的な追跡調査を行ったところ、食物アレルギーは1歳で7.6%、消化管アレルギーは1歳半までで1.4%見られたという実態を明らかにしました。研究チームは、子供のアレルギー疾患を減らすためには予防、早期発見、早期介入していく必要があると指摘されていますが、由仁町における乳幼児のアレルギー対策はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 加藤議員の乳幼児のアレルギー対策についてのご質問にお答えをいたします。

今から50年前、日本ではアレルギーはほとんどなかったと言われておりますが、現在は日本人の3人に1人が何らかのアレルギーを持っていると言われております。アレルギー疾患の種類には、ぜんそくや鼻炎、アトピー性皮膚炎、花粉症などがありますが、その中でも代表的なものが食物アレルギーであると言われております。食物アレルギーの大部分は、1歳未満の乳児期に発症し、多くは成長とともに自然寛解するとの報告もありますが、寛解、症状が軽減あるいは消失するというものでありまして、治癒するというものではありません。多くは成長とともに自然寛解するとの報告もありますが、アレルギー症状の一つでありますアナフィラキシーショックは生命に関わる重篤な状態になることもあるため、早期発見、早期介入が重要であると考えております。私といたしましては、食物アレルギーを発症する年代は特に発育発達の目覚ましい時期であることに配慮し、まずは適切な医療を受診し、診断を受け、必要に応じて治療をしながら、適切な栄養、食事を摂取できるよう進めていくことが大前提であると考えております。このことを踏まえ、議員ご質問の当町の対策といたしましては、乳幼児健診やすすく相談、個別の相談の場におきまして管理栄養士による離乳食の進め方や原因となりやすい食べ物を極端に制限し過ぎて成長の機会が妨げられることのないよう、子供の体の成長に合った食事についての相談に対応し、適切な栄養、食事摂取に向けた指導に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○4番（加藤重夫君） 今年の1月にも新聞に掲載されておりましたけれども、子供のアレルギーの調査は全国各地で行われておりますけれども、全国レベルで多くの乳幼児を継続的に追跡した大規模な調査は初めてだったそうであります。アレルギーにもいろいろあります。食物アレルギー、消化管アレルギー、アトピー性気管支ぜんそく、薬物アレルギーなど様々な疾患がありますが、町長の答弁にありましたように即時型の食物アレルギーは年齢が上がるにつれて減少しているようです。1歳で7.6%、2歳で6.7%、3歳で4.9%ということでした。アレルギーを抱えている子供がたくさんいるよう

です。睡眠障害など、生活の質が低下している子供もおるようです。気になる症状があれば、速やかにかかりつけ医などと医療機関に相談してほしいとのことでございますけれども、当町には小児科がありませんが、その点どうなのかと、また乳幼児の健診回数はどうなっているのか再度確認して私の質問は終わりたいと思います。その点、町長、よろしくをお願いします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 加藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の小児科がないことへの対応についてであります。現在町内で開業されており民間のクリニックにつきましては小児科が標榜されておりまして、乳幼児や児童生徒への医療の提供がなされているところであります。しかしながら、小児科のいわゆる専門医療機関ではありませんので、必要に応じて町外の専門医を紹介するなど、適宜適切な対応をなされているものと承知をしているところであります。

次に、2点目の乳幼児健診の回数についてであります。現在年間10回の健診を実施しているところであります。健診の対象となる年齢は、母子保健法に定められております1歳6か月、3歳児のほか、4か月、7か月、10か月、13か月児も対象といたしまして町独自の施策として拡大して実施しているところであります。札幌医科大学附属病院から医師の派遣を受けておりまして、小児科医によります診察、相談のほか、保健師や管理栄養士による相談も実施し、保護者の様々な心配事に対応しているところであります。子供に限ったことではありませんが、一人一人の体質や体調は様々でありまして、心配事も多様化しております。これからも町民の一人一人、個人個人の相談に寄り添いながら、由仁町での子育ての充実に努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○4番（加藤重夫君） 少子高齢化時代、大切な子供たちの健やかな成長を望みまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次の質問者、早坂君の発言を許します。

早坂君

○3番（早坂寿博君） 私は、旧由仁小学校校舎の今後について町長に伺います。

町内にあった多くの旧小中学校は、地元企業並びに道外企業の協力をいただき、有効に利活用されていますが、平成24年に廃校となった旧由仁小学校に関してはまだ学校施設

跡の計画がなく、建物もかなり老朽化している状況にあります。校舎は、毎年老朽化が進み、耐用年数を過ぎた場合の問題も出てくると思います。

初めに、現在どのような維持管理を行っているのか伺います。

次に、今後の維持管理、活用方法についてどのように考えているのか、町長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 早坂議員の旧由仁小学校校舎の今後についてのご質問にお答えをいたします。

旧由仁小学校の活用方法につきましては、平成27年に他の議員から同様の質問を受けたところではありますが、改めて私の考え方につきまして申し上げます。初めに、現在の旧由仁小学校の維持管理についてですが、害虫の発生や不法なごみの投棄を防ぐため、高齢者事業団に校舎及びグラウンドを含めた敷地全体の草刈り業務を委託しまして、雑草を放置することがないよう衛生環境に配慮しているところであります。近年では、ヤリキレナイ川の改修工事に係る施工業者の事務所や資材置場として校庭やグラウンドを有償で貸出しを行っており、さらには消防団の春季連合消防演習などにも活用しているところであります。体育館を含めた校舎部分につきましては、防犯上や安全対策上、全ての出入口や窓からの侵入を防ぐための措置を講ずる必要がありますが、年に数日程度イベントなどで使用する物品など比較的使用頻度の低い備品を一時的に保管しているため、出入口等の封鎖は行っておりません。なお、火災や漏水事故の原因となる電気や水道の契約は全て解除し、さらに台風などの大雨や強風があった場合においては職員が施設を見回り、確認を行っております。また、過去には窓ガラスが割れ、既存の予算でコンパネ等の資材を購入し、修繕対応したことや枯れ葉などが原因で雨水管が詰まり、陸屋根部分の水抜き作業を職員が行うなど定期的な見回りを徹底し、必要に応じて簡易的な修繕を実施しているところであります。幸いにも今まで大きな事故や事件、被害が発生していないところであり、今後におきましても施設周辺の草刈りなどを含め、これまで同様の維持管理を継続してまいります。

次に、利活用につきましては、平成24年5月に策定いたしました由仁町旧学校施設利活用方針に基づき、利活用事業者の募集を始めたところではありますが、事業者の応募に至らなかったため、平成26年の9月に由仁町旧学校施設利活用事業者選定委員会におきまして検討を進め、公園化を有力な活用方法とすべきとの意見をいただいたところであります。しかしながら、財政的な事情から早期の着手は困難であることから、今日に至っているところであります。旧由仁小学校、グラウンドを含めまして周辺の産業住宅の町有地を含めた約2万5,000平米、2町5反ではありますが、2万5,000平米、7,700坪という広大な土地は当由仁町のまちづくりにおいて非常に重要な土地であることから、歴史的な経緯や選定委員会の意見を踏まえ、売却するのではなく、募集を取りやめ、これまで活用方法について検討してきたところであります。今後の活用についてですが、私としましては有利な財源が確保できれば建物と敷地を災害発生時の屋外避難所と公園緑

地の機能を兼ね備えた一体的な整備を進めていきたいと考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 早坂君

○3番（早坂寿博君） 今の小学校は、平成24年に廃校となりまして、今町長の説明にありました平成の24年5月に売却譲渡の話を出したところ、聞くところによりますと3件ほどの話があったと伺っております。そのときには、売却譲渡には至っておりません。その後もう8年、9年たつのですが、その8年、9年後、今になっても売却になるのか譲渡になるかという話も一つも出ておりませんが、町長の話ではあの建物、また跡地を利活用するような話も今伺いました。私の考えなのですが、この前ちょっと町長の自宅の上のほうに上がりまして、どのようになっているのかなと思って見に行っただけなのですが、体育館につきましては屋根に大きな穴が空いているだとか、あとボイラー室の屋根のほうが大分腐食が激しくなってもうそろそろ直す値もないような状況になっていることを確認しております。町長、利活用に使われると言いましたが、解体のことも視野に入れなければ今後町の負の資産になるのではないかと思いますけれども、そこまでは町長は考えていないのか、もう一度お伺いいたします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 再質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、体育館屋根のほうは相当傷んでおりまして、強風のときにはいつ屋根のトタンが飛んでもおかしくないような状態になっております。直ちに解体をして整地をしたいところではありますが、実は現行の制度では解体する事業、これは全て一般財源を投入するしか有利な財源がございません。財源の効率的な活用を考えたときには、制度を活用して解体をして新たなものを造ると、このストーリーに合わせていかなければ財源を効率的に使うということが大変難しいといえますか、非常に困難な状態であります。現在もその財源は何がいいのかということを模索している段階であります。それを見つけ次第、私としては直ちに組みたいと考えているところであります。

私1回目の答弁の中におきまして、歴史的な経緯を踏まえてということでお答えをさせていただきましたが、恐らく議員各位におかれましてはご承知のことと思いますが、昭和54年、現在のこの庁舎が由仁の市街地、現在のゆめつく館のあったところからこちらのほうに移転をして現在の庁舎を建設した、たしか54年の第1回定例会のときにその改築案は否決されたというふうに聞いておりますが、そのときの現在のこの庁舎への移転の理由がいわゆる自動車による移動が一般化して旧庁舎の、ゆめつく館のあるところですが、旧庁舎の駐車場では対応することができないと、あと行政事務の多様化によりましてあの狭い庁舎ではできないということで現在の地に移ってきた、それはひとえに由仁市街の中に役場庁舎を建てるだけの広大な土地がなかったから、広大な土地を獲得することができなかったから、この一言に私は尽きるのではないかと思います。もちろん移転に伴って市街地が拡大するのですとか、いろいろな議論もされたことではあります。究極はやはり土地を確保することができなかった、これは由仁町の将来を考えますと、これからもあ

の由仁の市街地の中に、もちろん三川に求めるとか、川端に求めるとか、いろんな選択肢はあるかもしれませんが、由仁町発祥の地の由仁市街地にあれだけの広大な町有地を将来において確保するというは大変難しいと思います。ここで私は、あの土地は将来に向けても絶対に残すべきだというふうに考えているところであります。

もう一点は、現在いつ災害が起きてもおかしくない状況であります。現在屋外の避難所につきましては、それぞれ由仁の小学校、中学校のグラウンドがあります。ところが、由仁町の1区、3区、5区、北6区、南6区、この市街地の辺りは屋外の避難所すら今のところ大規模に確保することができないような状況になっております。そのためにも先ほどの答弁でお答えしたとおり、両方の機能を兼ね備えたものを一体的に整備する必要があるという、そういうふうに私は考えておまして、現在も何の制度を使ってどのように整備をすればいいのかということを探しているところであります。ただ、私の考えとしては、あの土地は将来にわたっても町有地として手放したくない、将来の由仁町の人たちのために残していきたいと、そして由仁の町民の役に立つものにきちんと整備をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 早坂君

○3番（早坂寿博君） よく分かりました。昭和51年に建てられて、耐用年数でいけばもう45年です。旧小学校の耐震設備はどうなっているかということ、耐震は整備されていないということで、それともう一つ、先ほど言いましたように屋根の壊れているようなところ、要するに今後あの建物を維持管理していつ長期にわたって何か使用しようとするのであれば、幾ばくかのお金をつぎ込んでも改修するところは改修して建物の原形を残すような形の中で進めていかなければ、あの建物は本当になくなって当然のような使い物にならぬような建物だと思っております。今の町長のお考えを聞きました。今後あの建物、また土地をどのように利活用していくかは、また皆さんで協議していかなければならないと思っておりますので、今後由仁町のお考えを見守っていきたいと思っております。

以上で私の質問終わります。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第6、議案第1号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の基準であります内閣府令、由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準であります厚生労働省令がそれぞれ一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第1号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

このたびの改正は、保護者に対し文書を交付して行うこととされている説明や同意について電磁的方法により行うことができる旨の関係規定の整備及び家庭的保育事業等の特定地域型保育事業における連携施設確保に係る規定の改正が本条例の基準となります内閣府令及び厚生労働省令において行われたことから、両条例の関係規定について改正しようとするものであります。

それでは、新旧対照表で説明しますので、議案第1号資料を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。第1条関係は、由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、まず目次であります。第4章として雑則を設けるものであります。

次に、現行欄、第5条は特定教育・保育施設に係る内容及び手続の説明及び同意で、保護者等への説明や同意のうち書面で行うこととされているものについて、今回改正対象としております第2項から第6項までの規定により電子情報処理組織を使用する方法など電磁的方法により行うことができる旨規定しているところであります。

2ページを御覧願います。下段のほうになりますが、現行欄、第38条は特定地域型保育事業に係る内容及び手続の説明及び同意で、こちらにおきましても保護者等への説明や同意のうち書面で行うこととされているものについて第2項として第5条第2項から第6項までの規定を準用することとされております。

これら書面による説明及び同意に係る規定を削除し、後ほど説明いたしますが、第4章として電磁的記録の包括的な規定を加えようとするものであります。

次に、第42条は、特定教育・保育施設等との連携で、3ページをお開き願います。第1項第3号の改正は、事業所内保育事業を利用する認定子どもに係る定義を第4項第1号においても同じとする改正であります。

第4項第1号の改正は、第1項第3号の規定を適用しないことができる場合といたしまして、児童福祉法第24条第3項について同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含むことを明記する改正であります。

第5項は、文言の整理であります。

4ページをお開き願います。第53条は、電磁的記録等で、先ほど説明いたしましたと

おり第5条第2項から第6項まで及び第38条第2項を削除いたしまして、第4章として電磁的記録等について新たに規定するものであります。

6ページをお開き願います。1ページ飛ばしまして、6ページであります。第2条関係は、由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、目次であります。第6章として雑則を設けるものであります。

第6条第1項本文の改正は、文言の整理であります。

7ページをお開き願います。第1項第3号の改正は、第1条関係の第42条第1項第3号の改正と同様であります。

第5項は、文言の整理であります。

第49条は、電磁的記録等で、書面で行うことが規定されているものについて電磁的記録により行うことができる旨の規定を第6章として新たに規定するものであります。

最後に、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第7、議案第2号 由仁町国民健康保険条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、国の産科医療補償制度の改正に伴う出産育児一時金の改正及び児童福祉法との関係により被保険者資格の適用除外を追加するものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君） 議案第2号 由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺に対して補償する産科医療補償制度において掛金の引下げが行われたことから、改正を行うものであります。

出産育児一時金につきましては、条例により42万円が支給されることになっておりますが、この内訳は出産育児一時金40万4,000円と産科医療補償制度の掛金1万6,000円でありました。このたびの引下げによって掛金が1万6,000円から1万2,000円に4,000円引き下げられるものであります。出産育児一時金を4,000円引き上げることにより、支給総額の42万円は据え置くものであります。

また、児童福祉法の規定により医療費が給付される児童については、国民健康保険への加入義務がないため、このたびの条例改正に合わせ、これを規定するものであります。

改正につきましては、新旧対照表で説明しますので、議案第2号資料を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案であります。初めに、目次の追加であります。従来の条例には目次がありませんでしたが、条文の検索を容易にするよう今回の改正を機に目次を付するものであります。

次に、第3章第4条の改正であります。こちらが児童福祉法に基づき医療費の給付を受ける児童を国民健康保険の被保険者としめない規定であります。

次に、第5条は、出産育児一時金の改正であります。従来は、支給される総額を条例に規定しておりましたが、このたびの条例改正に合わせまして出産育児一時金とこれに加算する産科医療補償制度の掛金を分けて規定するよう条例例に倣った条文としております。掛金分は、3万円を上限として規則で定めるものであります。繰り返しになりますが、支給総額は42万円が変わりありません。

次のページをお開きください。第5条第2項、第6条第2項及び第12条の改正は、文言の整理であります。

続いて、附則であります。附則第1項は、施行期日で、この条例を令和4年1月1日から施行しようとするものであります。

次の第2項は、経過措置で、この条例の施行日前の出産育児一時金の額については従前

の例によるとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第3号 令和3年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 令和3年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出ではふるさと寄附金の増加に伴う返礼品及び積立金の増額や子どもねっとゆにの利用人数増加に伴う障害児入所給付費の追加、公営住宅中央団地建設工事費の計上などで、歳入では国庫支出金やふるさと寄附金の増額、公営住宅建設工事に係る起債の追加などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 令和3年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第4号 令和3年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 令和3年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出ではマイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援に対する一般会計への繰出金の計上などで、歳入ではその財源として国庫支出金などを計上するものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 令和3年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第5号 令和3年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 令和3年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動に伴う人件費及び消費税の納付税額確定による減額などで、歳入では一般会計繰入金の減額及び繰越金の計上などが主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願い

いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 令和3年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（熊林和男君） 日程第11、議案第6号 令和3年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 令和3年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険給付費の増額などで、歳入では保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金、保険給付費の増額に伴う負担金や交付金、繰入金の増額

などが主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和3年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時30分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎総務文教常任委員会町内所管事務調査報告書の訂正

○議長（熊林和男君） 羽賀君

○2番（羽賀直文君） 貴重なお時間を頂戴して申し訳ございません。午前中に諸般の報告で提出をしておりました総務文教常任委員会町内所管事務調査報告書において、もう一か所誤りがありましたので、訂正させていただきます。

報告書2枚目裏面のデマンドタクシーの現状と問題点についての中で下段の表、4段目の運航経費という文字の航という字が航空機の航という字になっておりました。正しくは、行政の行という字になりますので、大変申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。誠に申し訳ありませんでした。

◎日程第12 議案第7号

○議長（熊林和男君） 日程第12、議案第7号 令和3年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案7号 令和3年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険料の増額に伴う広域連合への納付金の増額及び議案第4号と同様にマイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援に対する一般会計への繰出金の計上などで、歳入では所得の確定による保険料の増額及び国庫支出金の計上などが主なものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和3年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長(熊林和男君) 日程第13、議案第8号 令和3年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第8号 令和3年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、配水管の修繕に要する費用の計上及び職員の異動に伴う人件費の減額などが主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 令和3年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議長(熊林和男君) 日程第14、議案第9号 令和3年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第9号 令和3年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動などに伴う人件費の増額及び医療用機器購入に係る費用の計上などで、歳入では新型コロナウイルスワクチン接種に伴う診療収入の増額及び道支出金の計上などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 診療所事務長

○町立診療所事務長(安達 智君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 令和3年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

○議長(熊林和男君) 日程第15、議案第10号 令和3年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第10号 令和3年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動などに伴う人件費及び施設管理に係る共通経費負担金の増額などで、歳入では一般会計繰入金金の増額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 診療所事務長

○町立診療所事務長(安達 智君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 令和3年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時55分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程追加の議決

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案第11号 令和3年度由仁町一般会計補正予算についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第20として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 令和3年度由仁町一般会計補正予算について日程を追加し、追加日程第20として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時57分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎追加日程第20 議案第11号

○議長（熊林和男君） 追加日程第20、議案第11号 令和3年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第11号 令和3年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では12月6日開会の第5回臨時会で議決をいただいた子育て世帯への臨時特別給付金の児童1人当たり5万円の現金支給に加えて、2回目に支給の予定でありました5万円を現金支給することとし、今回の1回目に一括して10万円を年内から支給するため必要な経費を追加するものであり、歳入ではこの財源であります国庫支出金を増額するものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） 説明と内容は分かりました。私たちが今まで得た情報では、5万円は現金給付と、残りはあくまでも基本はクーポンで5万円と、これ国の立場はまだ変更しておりません。それで、どうしても5万円のクーポンはうちの自治体では該当しないと、それは国のほうにこういう理由でうちのほうはクーポンではなくて現金で給付いたしますよと、そういうやり取りはもうお済みですか。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君） 今のところ報道がくるくる、くるくる変わっております。そして、今浮田議員がおっしゃるように、国との協議ということについては直接行っておりません。ただ、今これも報道や新聞等でありませけれども……

(「予算委員会の話」の声あり)

○副町長(田中利行君)　そうです。国会の予算委員会においては、岸田総理が13日に10万円相当の給付をめぐり地方自治体が一括での現金支給を希望した場合に容認する考えを示しております。そしてさらに、特定の条件をつけ、審査をすることはないというふうに語っております。さらに、この衆議院の予算委員会では、地域の実情に応じ、年内からでも10万円の現金を一括で給付することも選択肢の一つに加えたいと明言をしております。さらに、2021年度補正予算の審議中に自治体が現金一括給付を決めた場合でも事後に補助金を交付するというふうにはっきり表明しているところであります。

○議長(熊林和男君)　浮田君

○5番(浮田孝雄君)　説明は分かりますけれども、国会の予算委員会の質疑を聞いていると、今副町長がお話しされたことは自治体にとって都合のいい部分のお話で、厚生労働大臣のお話はそれとは真逆です。あくまでも基本は5万円はクーポンですよと、その基本線は譲りませんと、これは総理大臣と所管大臣との行き違いで、国のほうは今大変です。その最中に各自治体、北海道では約150近い自治体は10万円の給付をしましよと、そのうちの一つは由仁町です。恐らく国としてもこれは認めていかざるを得ない流れですけども、今説明されたような説明は得手勝手な説明で、きちっとした情報を議会のほうに説明できるようにしていただきたい。

以上。

○議長(熊林和男君)　答弁ありますか。

副町長

○副町長(田中利行君)　報道でも申しておりますけれども、政府としては一両日中でも各自治体へ指示を出すというふうに報道もされておりますし、政府でも言っておりますので、近々この案件について私どもは指示が出るものというふうに理解をしているところであります。

○議長(熊林和男君)　ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君)　それでは、質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 令和3年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 意見書案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第16、意見書案第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に意見書の提出について朗読させます。

○事務局長（河合高弘君） 意見書案第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年12月15日提出。提出者、由仁町議会議員、羽賀直文、賛成者、由仁町議会議員、大竹登。

内容の朗読については省略いたします。

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この意見書案第1号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのこととしますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） これから採決を行います。

意見書案第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書の提出については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 意見書案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第17、意見書案第2号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に意見書の提出について朗読させます。

○事務局長（河合高弘君） 意見書案第2号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年12月15日提出。提出者、由仁町議会議員、大竹登、賛成者、由仁町議会議員、羽賀直文。

内容の朗読につきましては省略いたします。

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この意見書案第2号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのこととしますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） これから採決を行います。

意見書案第2号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 意見書案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第18、意見書案第3号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に意見書の提出について朗読させます。

○事務局長（河合高弘君） 意見書案第3号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年12月15日提出。提出者、由仁町議会議員、大竹登、賛成者、由仁町議会議員、羽賀直文。

内容の朗読につきましては省略いたします。

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この意見書案第3号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのことと思いますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） これから採決を行います。

意見書案第3号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書の提出については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議会運営委員会の閉会中の審査について

○議長（熊林和男君） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の審査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和3年由仁町議会第4回定例会を閉会いたします。

◎閉会 午後 2時12分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

2 番議員 羽 賀 直 文

3 番議員 早 坂 寿 博